



足立区のお知らせ

足立区千住一丁目50
☎(882) 1111
編集・発行/足立区役所

法律相談

日常生活上のもめごとや法律上の
手続きなどについて、弁護士が
相談に応じます。毎週木曜日…区
役所1階区民相談室 毎月第三水
曜日…第二庁舎。時間はいずれも
午後1時～4時。受け付けは満員に
なり次第締切ります。

昨年12月19日から大気汚染の 公害救済地域に指定さる



大気汚染は進んでいる

公害健康被害補償法 医療費は無料に

大気汚染による管支ぜん息などの呼吸器系の疾患患者は年々増加の傾向に
あります。これの公害被害者を救済するため、昭和四十九年から「公害健康
被害補償法」が施行されていますが、足立区も昨年十二月十九日からこの法律
が適用されることになりました。

かなり多い 潜在的公害患者

足立区は、とりわけ各種中小工
場が密集しているうえ、自動車の
交通量多いため、これから排
出される汚染物質は相当な量にな
ると見られます。このため、大気汚染による呼吸
器系の公害患者が年々増加して
いる現状です。

この法律は、大気汚染の程度と
患者発生率に基づいて適用される
もので、二十三区中、千代田・港
・新宿・文京・品川・大田・渋谷
・江東区の八区にわたって、潜在的
公害患者が多いと推定される足
立区も昨年十二月十九日に救済地
域に指定されました。

公害健康被害 補償法の内容

公害病に該当するかどうかは、
認定審査会で決定します。公害病
に認定されると医療費が無料にな
るほか、障害等級のランク（特級
・一級・二級・三級）により、次
のような補償給付などが受けられ
ます。給付は申請月の翌月から支
払われます。

対象になる方

次の①～④のすべてに該当する
方です。

- ①指定疾病：慢性気管支炎、気
管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、
肺気腫およびこれの続発症に
かかっている方
- ②現在、区内に在住またはの
方
- ③現在、区内に勤務（二日時間以上
勤務）する方
- ④居住、または通勤などの期間
が別表に定められている方

給付の内容

●療養の給付：公害病と認定され
た公害患者が交付され、この
期間と通勤等期間を合算したとき
該当する場合があります。ご
相談ください。

今年の四月をめどに 出張所二か所を新設

出張所二か所を新設 分室一か所を新設

区では、地域のみなさんの利便
を図るため、今年の四月をめどに
次のとおり、出張所二か所、出張
分室一か所の新設を予定してい
ます。

〈新設予定の 出張所・分室〉

▽花畑区民センター内の第十七出
張所が独立の出張所になり
ます。

▽花畑区民センター内新出張所の
管轄区域

▽区役所民部管理課

この新出張所の管轄区域につ
いては、関係地域の町会・自治会と
協議中ですが、現在のごとき、ご
賛同を得た次の図のような保木
間町の一部と花畑町の一部を合
せた区域を新出張所の区域とし
て考えています。

◎出張所の区域変更については、
意見・ご希望がありましたら次の
ところへご連絡ください。

- △出張所分室の
三出張所、第十
三出張所、第十
四出張所、第十
五出張所、第十
六出張所、第十
七出張所

△区役所民部管理課



- △第十七出張所
一 〇〇〇
二 〇〇〇
三 〇〇〇
四 〇〇〇
五 〇〇〇
六 〇〇〇
七 〇〇〇
八 〇〇〇
九 〇〇〇
十 〇〇〇
十一 〇〇〇
十二 〇〇〇
十三 出張
所 〇〇〇
十四 出張
所 〇〇〇
十五 出張
所 〇〇〇

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

△区役所民部管理課

